

# 中標津町生活応援商品券 取扱店募集要項

## 事業の趣旨

物価高騰が続く一方で、今後も物価が減少に転じる状況になく、町民・町内事業者ともに負担が増加している状況が続いていることから、全町民を対象に町内取扱店で使用可能な商品券を配布し、生活者支援と地域内消費の促進による地域経済の下支えを図る。

## 1. 商品券の概要

- (1) 名 称 中標津町生活応援商品券
- (2) 発 行 者 中標津町
- (3) 商 品 券 内 容 対象者1人につき、10,000円  
(1,000円券×8枚、500円券×4枚)
- (4) 対 象 者 中標津町民  
(令和8年7月1日時点で住民基本台帳に登録されている者)
- (5) 発 行 総 額 約220,000千円
- (6) 配 布 方 法 町より世帯主宛てに対象世帯員分を郵送により配布
- (7) 使 用 期 間 令和8年9月1日から令和8年11月30日まで
- (8) 使用可能店舗 本要項に基づき取扱店として登録した店舗
- (9) 登録手数料等 取扱店登録に伴う登録手数料・換金手数料の負担はなし

## 2. 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (5) 保険適用の調剤・診療等
- (6) その他、町が不相当と認めるもの

## 3. 取扱店登録資格等

- (1) 取扱店登録資格

中標津町内に事業所又は店舗（以下、「店舗」という。）を有する事業者。

ただし、次の店舗を除く。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する「麻雀、パチンコ等」及び同法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っている店舗

- イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗
- ウ 「商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利害を得るために連合したとき。）に該当する者及び刑法による強制執行行為妨害等若しくは贈賄、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく公訴を提起されている者が営む店舗
- オ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他団体にあつては法人の役員と同等の責任を有するもの、個人にあつてはそのもの及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である店舗
- カ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している店舗
- キ 役員等が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗
- ク その他、町が不相当と認める店舗

#### 4. 取扱店の責務等

(1) 次に掲げる事項を遵守すること。

- ア 商品券が使用可能な店舗であることが明確になるよう、町が配布する取扱店登録証を兼ねるポスターをわかりやすい場所に掲示すること。
- イ 使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をすること。商品券は、偽造防止対策を施しているため、色合いが明らかに違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに報告すること。
- ウ 受け取った商品券は再流通させないこと。
- エ 商品券の交換及び売買は行わないこと。
- オ お釣りは渡さないこと。
- カ 使用期限を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- キ 商品券を商品及びサービス等の対価として使用せずに直接換金をしないこと。
- ク 使用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責任とし、あらかじめこれを了承すること。

## 5. 取扱店登録申込について

### (1) 申込方法

登録申込みを希望する店舗は、この募集要項に同意の上、WEB 又は「取扱店登録申請書」により申込みをすること。また、町内に複数の店舗を持つ事業者については、それぞれの店舗分の申込みをすること。

なお、「取扱店登録申請書」は中標津町役場 2 階経済振興課又は中標津町商工会にて取得するか、中標津町ホームページからダウンロードすること。

### (2) WEB による申込

WEB による申込みを希望する場合は、次の URL 等から申込みをすること。

<https://www.harp.lg.jp/GPAgiveh>



### (3) 「取扱店登録申請書」による申込

申請書による申込みを希望する場合は、下記へ提出すること。

- ・中標津町役場経済部経済振興課商工労働係（役場 2 階 7 番窓口）
- ・中標津町商工会（中標津経済センター内）

### (4) 申込期間（募集期間）

令和 8 年 7 月 17 日（金）まで

（持参提出の場合は、土日祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時まで受付）

※申込みは募集期間終了後も受け付けるが、商品券配布時に同封予定の取扱店一覧表へ掲載されない（町ホームページへの追加掲載は可能）。

## 6. 取扱店の取消し等

(1) この募集要項に違反する行為が認められた場合、登録を取り消す。また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求する。

## 7. 換金について

### (1) 換金場所

大地みらい信用金庫 中標津支店（予定）

### (2) 換金期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 12 月 28 日まで

（上記金融機関の営業日・営業時間中に限る）

※期間後の換金申出については一切応じない。

### (3) 換金手順

取扱店は、「中標津町生活応援商品券 換金内訳書」へ換金枚数や換金金額を記入し、町の指定金融機関である大地みらい信用金庫 中標津支店へ使用済みの商品券と合わせて持参する。その後、口座へ入金（振込）となる。

※換金内訳書の様式や換金に関する詳細については、登録した取扱店に対して別途通知

## 8. その他留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項については、別途協議する。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、業種等）は、取扱店一覧表（商品券の配布時に同封予定）などにより広報する。